大阪府特定給食施設等指導要綱

（目的）

第１条 この要綱は、健康増進法（平成１４年法律第１０３号。以下「法」という。）第　　　　１８条第１項第２号、同項第３号及び第２２条に基づき、府民の栄養状態の改善及び　　健康増進を図るため、特定かつ多数の者に対して継続的に食事を供給する施設に対する栄養管理の実施に関する必要な指導及び助言について、同法施行規則（平成１５年厚生労働省令第８６号。）及び大阪府健康増進法施行細則（平成１５年大阪府規則第７９号。以下「細則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

（対象施設）

第２条 この要綱における対象施設（大阪府保健所管内に所在するもの）は、次の各号に掲げるものとする。

（１）特定かつ多数の者に対して継続的に食事を供給する施設のうち、１回５０食以上又は１日１００食以上の食事を継続的（食事の供給が週４日以上かつ１月以上実施されていることをいう。）に供給する施設（以下「特定給食施設等」という。）

①法第２０条第１項に規定する特定給食施設（以下「特定給食施設」という。）

②特定給食施設以外の施設（以下「その他の給食施設」という。）

（２）前号に定めるもののほか、対象施設の所在地を管轄する保健所長（以下「管轄保健所長」という。）が栄養管理の実施に関する指導及び支援を行う必要があると認める施設

（届出）

第３条 特定給食施設の設置者は、法第２０条第１項及び第２項の規定に基づく特定給食施設の届出を行うときは、細則の規定に従い、管轄保健所長に提出しなければならない。

２　管轄保健所長は、その他の給食施設の設置者に対し、次に掲げる事項について協力を求めることができる。

（１）事業を開始したときは、事業の開始の日から１月以内に、「その他の給食施設開始届出書（様式１）」の提出

（２）届出事項に変更を生じたときは、変更の日から１月以内に、「その他の給食施設届出事項変更届出書（様式２）」の提出

（３）事業を休止し、又は廃止したときは、休止又は廃止の日から１月以内に、「その他の給食施設休止（廃止）届出書（様式３）」の提出

（台帳の整備）

第４条　管轄保健所長は、「特定給食施設等台帳（別紙様式１）」を備え、必要な事項を記載し、これを保管するものとする。

（栄養管理報告書の提出）

第５条　管轄保健所長は、特定給食施設の設置者又は管理者に対し、法第１８条第１項第２号、同項第３号及び第２２条の規定に基づく指導、支援を行うときは、知事が別に定める「給食施設における栄養管理指針」に記載された様式により、栄養管理報告書の提出の協力を求めることができる。

２　管轄保健所長は、その他の給食施設及び第２条第２項に定める施設の設置者又は管理者に対し、法第１８条第１項第２号及び同項第３号の規定に基づく指導、支援を行うときは、必要に応じて栄養管理報告書の提出の協力を求めることができる。

（電子情報処理組織の使用）

第６条　次の表の左欄に掲げる届出又は報告は、その規定にかかわらず、電子情報処理組織（知事の使用に係る電子計算機と当該申請又は届出を行おうとする者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。）を使用して行うことができる。また、その申請又は届出は、次の表の右欄に掲げる書面により行われたものとみなして、この要領の規定を適用する。

|  |  |
| --- | --- |
| その他の給食施設に係る事業の開始の届出（第３条第２項関係） | その他の給食施設開始届出書（様式１） |
| その他の給食施設に係る届出事項に変更を生じた場合の届出（第３条第２項関係） | その他の給食施設届出事項変更届出書（様式２） |
| その他の給食施設に係る事業を休止し、又は廃止した場合の届出（第３条第２項関係） | その他の給食施設休止（廃止）届出書（様式３） |
| 栄養管理報告書の提出（第５条関係） | ・病院栄養管理報告書・介護保険施設栄養管理報告書・特定給食施設栄養管理報告書（事業所・学校等）・特定給食施設栄養管理報告書（老人福祉施設等）・特定給食施設栄養管理報告書（児童福祉施設・幼稚園等） |

２　前項の規定により行われた届出又は報告は、同項の知事の使用に係る電子計算機に備えられたファイルへの記録がなされたときに知事に到達したものとみなす。

（指導及び支援）

第７条　法第１９条に規定する栄養指導員は、「特定給食施設における栄養管理に関する指導・支援等について」（令和２年３月３１日厚生労働省健康局健康課長通知）を踏まえ、法第１８条第１項の規定に基づき、対象施設の栄養管理の実施に関し必要があると認めたときは、集団又は個別による指導及び支援を効果的・効率的に行う。

２　前項の指導及び支援の内容は次のとおりとする。

（１）施設への巡回等による状況調査、個別指導及び支援

（２）適切な給食管理・栄養管理に関する講演会等の実施

（３）給食施設に対する喫食者教育の支援

（４）その他栄養管理の実施に関する必要な情報提供

３　管轄保健所長は、法第１８条第１項第２号、同項第３号及び第２２条の規定に基づく特定給食施設に対して巡回による個別指導を行うときは、「特定給食施設指導通知書（別紙様式２）により通知し、実施後は、「特定給食施設指導結果通知書（別紙様式３）」を当該施設の管理者に交付するものとする。また、法第１８条第１項第２号及び同項第３号に基づくその他の給食施設に対して巡回による個別指導を行うときは、「その他の給食施設指導通知書（別紙様式４）」により通知し、実施後は、「その他の給食施設指導結果通知書（別紙様式５）」を当該施設の管理者に交付するものとする。

（細則）

第８条　この要綱に定めるもののほか、必要な事項については「給食施設における栄養管理指針」に定めるものとする。

附則

（施行期日）

この要綱は、平成２９年４月１日から施行する。

この要綱は、令和２年４月１日から施行する。

この要綱は、令和３年４月１日から施行する。

この要綱は、令和３年６月１日から施行する。